

春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年条例第14号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。
- (2) 次の表中、改正前の条に対応する改正後の条が存在しない場合にあっては、当該改正前の条を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、住民基本台帳カードの <u>利用</u> に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、住民基本台帳カードの <u>利用目的、利用手続等</u> に関し必要な事項を定めるものとする。
(利用資格) 第4条 前条各号に掲げるサービスを利用することができる者は、本市において <u>当該サービスの提供を受けるために必要な情報が記録された住民基本台帳カード</u> の交付を受けている者とする。ただし、次に掲げる者は、当該サービスを利用することができない。	(利用資格) 第4条 前条各号に掲げるサービスを利用することができる者は、本市において <u>住民基本台帳カード</u> の交付を受けている者とする。ただし、次に掲げる者は、当該サービスを利用することができない。
(質問調査) <u>第5条</u> (略)	(質問調査) <u>第6条</u> (略)
(個人情報の管理) <u>第6条</u> (略)	(個人情報の管理) <u>第7条</u> (略)
(委任) <u>第7条</u> (略)	(委任) <u>第8条</u> (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(春日部市印鑑条例の一部改正)

2 春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明の申請及び交付)</p> <p>第11条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、民間端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により前条の規定による証明を受けようとするときは、春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年条例第14号）<u>第3条第2号に掲げるサービスの提供を受けるために必要な情報が記録された住民基本台帳カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p>	<p>(印鑑登録証明の申請及び交付)</p> <p>第11条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、民間端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により前条の規定による証明を受けようとするときは、春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年条例第14号）<u>第5条第2項の規定により必要な情報が記録された住民基本台帳カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p>